

確認申請が必要な工作物

建築物の種類		規模	審査行政庁	
1	煙突（支わく・支線含み・ストーブの煙突を除く）	6 mを超える	10m以下	士別市
			10mを超えるもの	上川総合振興局
2	RC柱・鉄柱・木柱・その他類似のもの （旗ざお・架空電線路用・保安通信設備用を除く）	15mを超える	全て	上川総合振興局
3	広告塔・広告板・装飾塔・記念塔・その他類似のもの	4mを超える	10m以下	士別市
			10mを超えるもの	上川総合振興局
4	高架水槽・サイロ・物見塔・その他類似のもの	8mを超える	全て	上川総合振興局
5	擁壁	2mを超える	3m以下	士別市
			3mを超えるもの	上川総合振興局

※建築基準法第6条第1項1～2号の建築物の敷地内に築造する工作物は・規模に関係なく上川総合振興局になります。